

苦	小	牧	市	
学	校	防	災	
マ	ニ	ユ	ア	ル

苦小牧市教育委員会

目次

はじめに	・・・1
(1) マニュアルの目的	1
(2) 内容	2
(3) 使用方法	3
1 そなえ	・・・4
(1) 体制管理	
① 学校部再委員会の設置	4
② 学校災害対策本部	5
③ 防災年間計画	6
④ 学校及び周辺地域の災害想定	7
⑤ 避難場所及び避難経路図	8
⑥ 教職員の緊急連絡体制	9
⑦ 参集基準等	10
⑧ 参集体制の確認	15
⑨ 臨時休業基準	17
(2) 安全管理	
① 管理区分・点検区分	20
② 施設・設備等の安全点検	21
③ 非常備品の確認・検討	25
④ 訓練・研修の実施	26
2 まもる	・・・29
(1) 初期対応	
① 地震	29
② 火災	33
③ 火山災害	37
④ 風水害	41
⑤ 弾道ミサイル等	45
(2) 二次対応	
① 情報収集	46
② 想定される二次災害	47
③ 安否確認	48
④ 対策本部の設置	49
3 なおす	・・・51
(1) 災害直後の復旧対応	
① 引き渡しと待機	51
② 避難所協力	55
(2) 心のケア	
① 態勢づくり	58
② 組織的な対応と分担	59
③ 観察のポイント	

はじめに

(1) マニュアルの目的

- Point 1 学校として災害に対して**適切に備えること**
- Point 2 災害の特性に応じた**対応を確実に実行**できること
- Point 3 災害後可能な限り**迅速に学校活動を復帰**できること
- Point 4 児童生徒が防災について**主体的に学び、自ら考え行動**できるようにすること

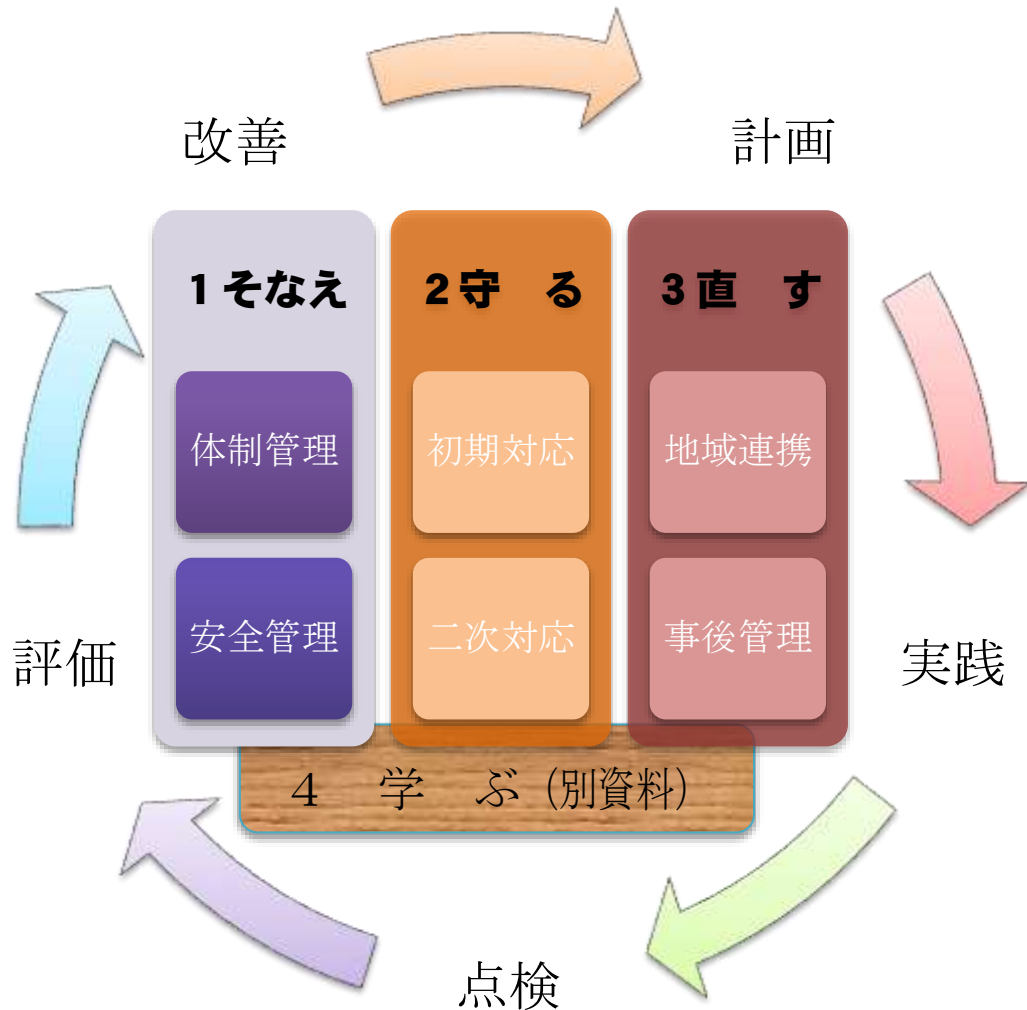
苫小牧市学校防災マニュアル（以降：本マニュアル）は、これまでの苫小牧市学校防災対応マニュアル（以降：旧マニュアル）を改訂するだけでなく、旧マニュアル策定以後の災害等の状況や課題を踏まえたうえで、上述の4つのポイントにより新たに作成したものです。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、未明の強い揺れへの対応だけではなく、ブラックアウトという想定外の事態への対応も求められました。災害はいつ発生するのかわかりませんが、これまでの各災害等での情報の蓄積等を基に、最悪の状況を想定して備えること、対応について状況別に確認をして実行できるようにしておくこと、災害後の対応により二次的な災害を回避すること、そして何より、そうした災害について児童生徒が主体的に行動できるようにすることが重要と押さえています。

また、マニュアルの作成意義は、マニュアルに基づいた備えや対応ができることだけではなく、定期的に点検をして評価を加え、改善するという作業を通して、定期的に防災意識を高める働きも持っています。各学校においては、本マニュアルを基準として、自校の立地条件や児童生徒数や校舎の構造などの状況を勘案したうえで、各学校の実態に応じて独自のマニュアルを作成し、全教職員が点検・評価・改善のプロセスに関わることにより、実践的なマニュアルとして活用いただくようお願いします。

(2) 内容

本マニュアルは、3つの章（1そなえ、2守る、3直す）により構成されています。



3つの章は、「1そなえ」で事前の体制管理や安全管理などの学校組織としての備えを示しています。「2守る」では、初期対応と二次対応に分けて実際に災害等が発生した際の対応について示しています。「3（立て）直す」では、避難所運営等も含めた地域連携と、児童生徒の安全確認や引き渡し、心のケアといった事後管理について示しています。本マニュアルには含めず、別資料とする「4学ぶ」では、備えにおいても対応においても重要で基盤となる児童生徒の防災に対する学び、すなわち防災教育について示しています。

全ての章に示していることは、その計画・実践・点検・評価・改善のサイクルを組織的・定期的に全ての教職員が参画して行うことが肝要だということです。

なお、巻末「資料」には、防災教育に関わる資料や各学校でマニュアルを作成する際に活用できる地域避難所等の情報を掲載しています。

(3) 使用方法

本マニュアルは、全ての内容について全学校職員（教職員、公務補、事務補）が研修等により周知し理解していることが重要です。そのため、各学校においては、本マニュアルに基づいて作成する各学校のマニュアルについて、最低1年に1度の研修を実施し周知を図ってください。

本マニュアルは、

- ① 1 ページ 1 項目
- ② 災害別構成
- ③ 学習項目とのリンク

という3つの特徴で構成しています。上記①の1 ページ 1 項目は「そなえ」において「地震の際の教職員の参集基準」を知るためには〇ページを見ればよいという作りになっており、災害時にも必要に応じてレバーファイルから該当ページを抜き取って使用することで、必要な情報を瞬時に共有できるようにしています。

また、予防や対応において災害ごとに記述があることで、対応の間違いを減らすことを意図しています。

各学校の研修等では、

- ① 全体を通読する研修
- ② 学校で課題と思われるページを抜き出してのショート研修
- ③ 防災対応と防災教育を関連づけた指導となる防災教育に関する研修

の3つの視点をもって取組を進めるようお願いします。

1 そなえ

(1) 体制管理

① 学校防災委員会等の設置（必置）

ア) 学校防災の中核となる職員の明確化

- ・学校防災において、災害時にはマニュアルに基づき全学校職員（市職員を含む）が、役割を明確に意識して行動できるようにする必要があります。
- ・そのために、校務分掌において学校防災・学校安全の中核となる組織と職員を毎年度明確にすることが重要です。その中核となる職員が、職員会議や学年会議等あらゆる場や機会を通じて学校安全に関する情報提供や協議推進を図ることが大切です。

イ) 学校防災委員会の意義・目的

- ・学校防災委員会を設置する目的は、学校の防災計画の立案や運営、防災教育の推進などを組織的に一致一貫した取組となるようPDCAサイクルによる改善を行うことにあります。
- ・学校防災委員会は、災害時には対策本部となる機能も備えることで、訓練等の学びや備えが対応に直結することとなり、効果的な災害対応をとることが可能となります。
- ・学校防災委員会は、上記の理由から各学校において必ず設置するようお願いいたします。

ウ) 学校防災委員会等の例

学校防災委員会の設置例	
1	学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を設置する。
2	委員は、防火管理者をはじめ、分掌の安全担当、学年主任、特別支援コーディネーターとする。
3	委員会の開催は年2回の定例会と臨時会とする。
4	学校防災委員会は、警報等が発令された場合警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる。（参集基準の該当職員となる）
5	学校防災委員会は、次の事項等について協議する。 (1) 学校防災マニュアルの立案に関すること (2) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること (3) 避難訓練等の充実に関すること (4) 教職員の防災や安全に係る研修に関すること (5) 関係機関との連携に関すること (6) 避難所となった場合の協力体制に関すること

② 学校災害対策本部

- ・災害時には、学校防災委員会が災害対策本部となることが望ましいです。別途定める場合も、役割を明確にして年度初めに自分がどの対策班に属しているのかを把握させることが重要です。

【対策本部例】

設置班	防災委員	構成員	業 務
総括 (本部)	校長 教頭 主幹教諭	校長 教頭 主幹教諭 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・校内被災状況の把握 ・市災害対策本部及び市教委との連絡 ・安全確保の指示 ・非常持ち出し書類搬出 ・報道機関、外部機関対応
避難誘 導班	教務主任 生徒指導部長	教務主任 生徒指導部長 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確認 ・負傷者の有無の確認 ・保護者への引き渡し ・二次避難時の誘導 ・行方不明児童生徒の確認
救急・救 護班	養護教諭	養護教諭 担任外1	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設 ・負傷者の応急救護 ・医療機関、救急との連携
初期 対応班	教頭	教頭 事務職員 担任外 公務補	<ul style="list-style-type: none"> ・(火災時) 初期消火対応 ・火災箇所の確認 ・延焼時の通報 ・(地震時) 避難口の確保
施設設 備点検 班	管理部長	管理部長 公務補 担任外 事務職員 事務補	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の被害状況の調査、把握、記録 ・緊急性に応じた市教委への報告 ・危険箇所の処理及び立ち入り禁止措置 ・ライフラインの確保状況の把握
避難所 運営 協力班	教頭 主幹教諭	教頭 主幹教諭 教務主任 公務補 事務補	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時地域指定職員、避難所職員、町内会代表者との連携 ・使用可能教室の割振・指示 ・避難所運営支援体制の確立 ・避難所生活の状況把握 ・備蓄物資、災害対策備品の搬出の支援 ・学校備品等貸出リストの作成 ・避難所運営の補助

そなえ

体制管理

対策
本部

そなえ

体制管理

防災
計画

③ 防災年間計画の作成

エ) 年間計画の重要性

- ・防災年間計画は、組織的・計画的な防災活動を運営するために重要です。また、その計画に基づいた評価検証を行い、定期的な改善サイクルを進めるための重要なツールとなります。

オ) 年間計画記載事項

- ・防災年間計画には、次の5点の項目が最低限必要となります。

- i 施設点検（学校保健安全法第27条により必須）
- ii 体制管理（参集等の確認）
- iii 研修
- iv 避難訓練（火災・地震・津波は必須）
- v 防災教育

カ) 防災年間計画例

月	点検	体制管理	研修	避難訓練	防災教育
4	外構点検・遊具点検 避難口点検	消防計画提出 第1回学校防災 委員会 参集体制確認	マニュアル 研修（転入者 への配布）		
5	消防点検 地域避難場所の確認			地震・津波	
6	遊具点検				小4 理科
7	外壁点検、窓・扉点検		備蓄品確認	休み時間想定 火災避難	
2					
3		マニュアル見直し 第3回学校防災 委員会			

④ 学校及び周辺地域の災害想定

ア) 学校周辺の状況確認

- ・各学校で作成する防災マニュアルは、本マニュアルを参照しつつ、地域の特色に応じた内容にする必要があります。火山災害が強く想定される地域、海岸線との距離、高台等高所避難場所の有無など、学校をとりまく様々な環境を考慮して防災対策を講じる必要があります。
- ・二次避難への対応を的確に進めるという観点により、学校の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化等の状況などを、学校で独自に把握するとともに、必要に応じて市教委や危機管理室に情報提供を求めるとして検討することが大切です。

イ) 地域の特色に応じた災害想定（例）

災害項目	地域特性に応じた災害想定
地震	耐震化状況（避難棟の選定）、地域の埋め立て等の有無（液状化対応）
津波（地震）	海岸からの距離、高台の有無、避難所提携建築物 津波予想高の把握、高層階避難場所の確保 別の建物への移動時間の把握
火災	周囲の公園等の広い空間の確認（一次避難場所） （風上避難ができるよう複数の避難場所を想定）
土砂災害	土砂災害危険度の把握、校舎内避難場所の確保（緊急時：崖等から遠い校舎最上階） 土砂災害情報の収集
大雨等	学校周囲の河川の点検、通学時の冠水しやすい箇所の把握並びに緊急時迂回方法の確認
火山噴火等	一次避難からの移動方法の確認、火山噴火ハザードマップ等の確認、噴火時の一次避難場所の選定（火山から遠くできるだけ窓の少ない場所）
その他	校外学習における避難情報等の事前把握 福祉避難所の場所の把握 特別支援学級児童生徒の特性に応じた対応場所の確保（肢体不自由、病弱等の医療対応までの時間確認）

そなえ

体制管理

避難場所
避難経路

⑤ 避難場所及び避難経路図

ア) 避難場所の想定

- ・市内全ての小中学校が指定避難所（土砂災害・噴火二次避難を除く）であることから、児童生徒の基本的な一次避難場所は当該学校となります。
- ・各学校では、災害の種類に応じた避難場所を、ハザードマップや考えられるリスクを考慮して想定しておきます。
- ・避難場所は、天候なども考慮し複数設定することが必要となります。

《避難場所例》

災害項目	被害想定場所	避難場所
火災	火元想定：理科室・家庭科室・給湯室 ボイラー室、各教室	グラウンド（火災は原則屋外避難） 体育館（雨天時で安全が確認できる場合）
地震	大地震が発生した場合 （転倒の恐れがあるロッカーや棚のある部屋は避難場所に適さない）	グラウンド（原則屋外避難） 体育館（雨天時で安全が確認できる場合）
津波	津波警報・大津波警報 津波到達時の最大波高把握	校舎 3 階視聴覚室 市営団地上階（協定先ビルなど）
大雨等（洪水等）	学校区の河川が氾濫危険水位を超える その他構内への浸水の可能性がある	校舎 2 階以上
土砂災害	学校に隣接する丘が土砂災害情報の対象となった。豪雨時は、グラウンド側校舎への被害を想定している。	別棟校舎 体育館
噴火	樽前山が噴火し、火砕流（弾）などの到達の恐れ	窓ガラスのできるだけ少ない下層階 早期に二次避難場所へ移動
衛星等飛翔体等	他国の弾道ミサイル発射などによる Jアラート等の緊急避難情報	窓ガラスのできるだけ少ない下層階

イ) 避難経路図

- ・避難経路図等は、校内・校外の経路・場所を示して別々に作成しておきます。
- ・避難経路図、避難場所図は、災害ごとに判断しやすいよう色分けをしておくなどの工夫が重要です。
- ・校内玄関に避難経路図を示すなどして、地域の方々の利用も想定した経路図の作成も必要です。
- ・避難経路図は、必ず全ての教室に常備（掲示）します。

⑥ 教職員等の緊急連絡体制について

そなえ

ア) 職員等の連絡体制

体制管理

- ・災害時の連絡は、以下の方法を想定し、年度初めに全学校職員（市職員も含む）で確認します。

- A 一斉メール配信システム
- B 電話連絡網
- C 甚大災害による通信手段喪失時
 - a: 参集基準に基づく自主判断での参集の確認
 - b: 災害時伝言ダイヤル 171

職員
連絡体制

- ・災害時の連絡・通信手段は、大地震等の際には通信機器の被災や回線の混雑などにより連絡を取ることが難しくなることが想定されます。電話回線は、特にそうした被害を受けやすいともいわれることから、電話とインターネット回線による複線化の連絡手段確保が必要です。
- ・現状のインターネットなどでは、メール、SNS などによる体制整備が効果的です。

イ) 他機関との連絡体制について

- ・市役所、警察、消防などの緊急連絡先を職員室に明示して、即時に対応できるようにします。
- ・町内会や消防団等の地域の防災組織の担当者を事前に確認して情報交流できるようにします。

連絡先

施設関係	教育部施設課	32-6740
教員関係	教育部学校教育課	32-6743
児童生徒関係	教育部指導室	32-6744
避難所関係	危機管理室	32-6280
札幌方面	苫小牧警察署	35-0110
苫小牧	消防本部（消防署）	53-9119

そなえ

体制管理

参集基準

地震

⑦ 参集基準等

ア) 地震

勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

参集体制	震度	管理職	教員・公務補等	市の配備
第一次参集	震度3 被害は軽微と見込まれる	自主点検をすることが望ましい	対応なし	注意配備
第二次参集	震度4 屋内物品の倒壊や落下の危険 津波・余震への警戒	出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課	被害状況に応じて校長に指示された職員が参集	警戒配備
第三次参集	震度5弱 軽微な物的損害 土砂災害への警戒 避難所開設の可能性	出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室	校長の指定する職員（予め決定しておく）が出勤	第2次非常配備 災害対策本部 避難所検討
第四次参集	震度5強以上 全域にわたり建物の倒壊等甚大な被害 津波警戒	出勤 施設・備品の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室	全職員出勤	第3次非常配備 災害対策本部 避難所開設

連絡先

施設関係	教育部施設課	32-6740
教員関係	教育部学校教育課	32-6743
児童生徒関係	教育部指導室	32-6744
避難所関係	危機管理室	32-6280

【留意事項】

参集方法については、職員の参集までの時間や家庭の状況を把握したうえ、4月中に策定し校内マニュアル等にて確実に周知することが必要です。

イ) 津波

勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

津波による避難所は地域・警報級により異なります。

参集体制	警報レベル	管理職	教員・公務補等	市の配備
第一次参集	津波注意報発表	情報収集	対応なし	注意配備
第二次参集	津波注意報発表 (他地域で警報発令)	情報収集 地震の状況に応じた対応	被害状況に応じて校長に指示された職員が参集	警戒配備
第三次参集	津波警報発表 津波到達の恐れ	出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室	校長の指定する職員（予め決定しておく）が出勤	第2次非常配備 災害対策本部 避難所検討
第四次参集	大津波警報発表 高さが3メートル以上に及び津波到達の可能性	出勤・情報収集 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室	全職員出勤 (安全確保優先)	第3次非常配備 災害対策本部 避難所開設

【留意事項】

①津波対応の場合、参集時における安全確保が必要なことから、

(津波到達予想時刻までの時間)－(参集に要する時間) > 15分を

参集可能の目安として参集の可否について年度当初に確定しておくことが望ましい。

②大津波警報のみの避難所となる学校 啓北中学校山なみ分校

連絡先

施設関係	教育部施設課	32-6740
教員関係	教育部学校教育課	32-6743
児童生徒関係	教育部指導室	32-6744
避難所関係	危機管理室	32-6280

そなえ

体制管理

参集基準

火山

ウ) 火山災害（噴火等）

勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

参集体制	警戒レベル	管理職	教員・公務補等	市の配備
第一次参集	噴火警戒レベル1 (異常現象発表)	情報収集	対応なし	注意配備 情報収集等
第二次参集	噴火警戒レベル2 (小規模噴火前兆期)	情報収集 付加情報の状況 に応じた対応 地域により噴火 による被害確認	対応なし	警戒配備 非常警戒本部 設置
第三次参集	噴火警戒レベル2 (小規模噴火期・小規模噴火拡大期) ※樽前地区は避難準備となる	出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室 避難所開設支援 →危機管理室	校長の指定する職員（予め決定しておく）が出勤。 樽前小は避難情報に応じた対応	第2次非常配備 災害対策本部 避難所検討
第四次参集	噴火警戒レベル3 (中規模噴火前兆期) →樽前地区避難※1 噴火警戒レベル4 (中規模噴火期) →小糸魚川以西地区 避難準備 ※2 噴火警戒レベル5 (大規模噴火期) →小糸魚川以西地区 避難・状況により警戒 区域避難 ※3	出勤・情報収集 第二次避難場所 の確認及び避難 所開設支援 →危機管理室 第二次避難所へ の移動支援 →危機管理室 安否確認 →指導室	全職員出勤 (安全確保優先) 学校が警戒区域 に指定された場 合は、第二次避 難所に出勤	第3次非常配備 災害対策本部 避難所開設

※1 対象校 樽前小学校

※2※3 対象校 澄川小学校 錦岡小学校 明德小学校（令和2年3月まで）
啓明中学校 緑陵中学校 凌雲中学校
（校区が関係する学校 糸井小学校）

※1～3での第二次避難場所→警戒区域決定後指示：車両等での移動支援

（この時点で当該校は閉鎖となるため、遅れる教員は第二次避難所に参集体制を整える）

エ) 風水害

勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

参集体制	警戒レベル	管理職	教員・公務補等	市の配備
第一次参集	大雨、大雪、波浪警報	情報収集	対応なし	注意配備 情報収集等
第二次参集	暴風警報、暴風雪警報 警戒レベル3相当	情報収集 付加情報の状況 に応じた対応 (施設点検の実施)	対応なし	警戒配備 非常警戒本部 設置
第三次参集	暴風警報、暴風雪警報 (上記警報発表時に 土砂災害情報や避難 準備情報が出た場合) (上記警報発表時に 一部浸水、がけ崩れ等 が発生した場合) 警戒レベル4相当	出勤(該当校) 施設の点検・報告 →施設課 安否確認(L4) →指導室 避難勧告が出た 場合は、避難所開 設支援 →危機管理室	校長の指定する 職員(予め決定 しておく)が出 勤	第2次非常配備 災害対策本部 避難所検討
第四次参集	特別警報 (上記警報以外でも避 難勧告・避難指示が発 令された場合) 警戒レベル5相当	出勤・情報収集 施設点検 →施設課 避難所開設支援 →危機管理室 安否確認 →指導室	全職員出勤 (安全確保優先) 出勤時に校区内 点検	第3次非常配備 災害対策本部 避難所開設

【留意事項】

第四次参集においては、安全確保の観点から、特別警報発令から30分以内に参集できる職員が出勤する体制を整えておく。(警報は、移動を想定して2時間程度前に発表されるが、特別警報は短時間で危険な状態になる場合も想定されることから、30分以内の移動にとどめる必要がある。)

【土砂災害情報で避難所開設しない学校】

- ・啓北中学校山なみ分校

連絡先

施設関係	教育部施設課	32-6740
教員関係	教育部学校教育課	32-6743
児童生徒関係	教育部指導室	32-6744
避難所関係	危機管理室	32-6280

そなえ

体制管理

参集基準

風水害

そなえ

体制管理

参集基準

衛星
等

オ) 衛星等飛翔体（隕石・弾道ミサイル等）

勤務時間外・休日等であっても、学校職員は下記の基準にのっとり参集します。

参集体制	警戒レベル	管理職	教員・公務補等	市の配備
第一次参集	発射準備等情報	情報収集	対応なし	注意配備 情報収集等
第二次参集	衛星等飛翔体等落下・ 発射情報（Jアラート 発表）	情報収集（避難優 先）	対応なし（避難 優先）	警戒配備 情報収集等
第三次参集	衛星等飛翔体等落下・ 着弾（上空通過、Jアラ ート解除）	出勤 施設の点検・報告 →施設課 安否確認 →指導室	校長の指定する 職員（予め決定 しておく）が出 勤	緊急事態連絡体 制 緊急事態連絡会 議
第四次参集	衛星等飛翔体等落 下・着弾（近隣落下・ 着弾、アラート解除 後）	出勤・情報収集 施設点検 →施設課 避難所開設支援 →危機管理室 安否確認 →指導室	基本的に屋内避 難後、安全確認 ができた後全職 員出勤 （安全確保優先） 出勤時に校区内 点検	衛星等飛翔体対 策本部 避難所開設

【留意事項】

第四次参集においては、職員安全確保の観点から、完全に着弾等の場所が確認でき
て安全が国や道から示されてからの出勤となるよう事前周知する。

衛星等飛翔体等落下等については、防災の観点だけではなく国防の観点となること
から、その時の行政発表の指示に従った行動をとることが大原則となるため、参集の
判断も発表の状況に応じた判断が必要となる。

※危機管理マニュアルの改訂時に、危機管理マニュアルに移行する。

連絡先

施設関係	教育部施設課	32-6740
教員関係	教育部学校教育課	32-6743
児童生徒関係	教育部指導室	32-6744
避難所関係	危機管理室	32-6280

そなえ

⑧ 参集体制の確認




ア) 年度当初確認

- ・年度初めに、全学校職員が本マニュアルにおける各種災害時の参集基準を把握する。(公務補等の市職員も教職員に準ずる。)
- ・第三次・第四次参集における職員の自宅からの参集時間を把握する。

体制管理

臨時休業
規準

例 時間・方法別参集リスト

参集に要する 時間	～15 30 45 60 75 90 105 120 (分)								
 自家用車等	A C I 3名	F G H 3名	E 1名	B 1名	D				
 自転車	C I	A		F G H	E		B	D	
 徒歩		I	C		A	F G	H	E	B D

年初
確認

※例示の色分けは、特別警報時に安全に召集できるのが青エリア、津波到達時間(苫小牧の予想値－15分)までに安全に召集できるのが黄色エリアまでとして示しています。

氏名	教諭 ○○ ○○		住所	苫小牧市○○町○丁目○番地		
災害	通常時	停電時	地震・津波	暴風雨	暴風雪	噴火等
車	20	30	20	30	40	第二次
自転車						
徒歩	90	100	参集できず	100(特別時不可)	120	第二次

そなえ

安全管理

管理区分
点検区分

参集
留意事項

イ) 参集における留意事項

- i. 参集にあたっては、災害ごとのリストに応じて対応しますが、**参集中の職員の安全確保が大前提**となります。
- ii. 参集にあたっては、災害に応じて以下の服装や持ち物があるとより安全な参集や支援業務に有効なことから、参集時に持参等できることが望ましいです。

服 装	頭部保護 帽子・ヘルメット	手指保護 手袋・軍手	足部 長靴（大雨時）・スリッパ	寒さ対策 防寒具 雨具
停 電 対 策	懐中電灯 ランタン ホイッスル（音による指示ができる物）			
連 絡 対 策	携帯電話 非常用バッテリー 携帯電話充電器			
そ の 他	古新聞 マスク タオル			

- iii. 参集時に、自家用車等を利用するかどうかは、災害の種類や状況に応じて判断することが必要です。車の使用が渋滞等の混乱を招くことが想定される場合は、自転車や徒歩による参集も想定しておくことが必要です。
- iv. 参集途中の校区等の状況を把握するために、参集時のチェックリストなどを配布し、常時携帯する財布等に入れておくことが望ましいです。その際、チェックリストには緊急連絡方法も併せて記載することが望ましいです。
- v. 職員の参集は勤務扱いとなることから、管理職は参集した職員を把握し、後日市教委に報告してください。

緊急チェックリストカード例

表面

参集時チェックリスト

- 倒れている建造物・樹木はないか
- 消えている信号はないか
- 火災等は発生していないか
- 地割れ・液状化が発生していないか
- 河川の氾濫、浸水等はないか

裏面

- 学校 0144-○○-○○○○
- 教頭携帯電話 090○○○○○○○○
- 学校メール ○○○@○○○○○
- 連絡網対象電話
0144-○○-○○○○

⑨ 臨時休業基準

・非常変災における臨時休業については、本マニュアルの各災害の基準に基づき行います。

ア) 気象災害

災害・警報種別	判断時刻・状況	休業等判断
特別警報（警報種問わず）	発表時	臨時休業
	発表が予想される	臨時休業
暴風警報・暴風雪警報	前日 19:00 まで 発表が予想され、登校時刻 から下校時刻の間に警報期 間がある場合	臨時休業（前日判断）
	当日の警報発表に加え登校 前に通学路の安全確保がで きないと判断される場合	指導室と連絡を取り、校長 の判断により臨時休業
	当日の警報発表に加え登校 後に通学路の安全確保がで きないと判断される場合	指導室と連絡を取り、校長 の判断により臨時休業措置 とし保護者に連絡を取り、 小学校は保護者が迎えに来 るまで学校待機（中学校は 状況判断）
大雨警報・大雨洪水警報	前日 19:00 までに警報に 加え河川の氾濫や冠水等が 予想される場合	指導室と連絡を取り、校長 の判断により臨時休業（前 日判断）
	当日の警報発表に加え、河 川の氾濫や冠水等が予想さ れる場合や実際に氾濫等が 起きている場合	校長の判断により臨時休業 措置とし、保護者に連絡を 取り、保護者が迎えに来る まで学校待機
大雪警報	前日 19:00 までに警報に 加え通学路の安全確保がで きないと判断される場合	指導室と連絡を取り、校長 の判断により臨時休業（前 日判断）
	当日の警報発表に加え、通 学路の安全確保ができな いと判断される場合	校長の判断により臨時休業 措置とし、保護者に連絡を 取り、保護者が迎えに来る まで学校待機
熱中症警戒アラート 暑さ指数（WBGT） ※暑さ指数（WBGT）の数 値については、「熱中症予防 情報サイト」（環境省）を活用 して、実況値・予測値を確認	前日 19:00 までに翌日の 熱中症警戒アラート発表に 加え、暑さ指数（WBGT） の予測値が31以上で、登 下校及び教育活動における 安全確保が困難であると判 断される場合	指導室と連絡を取り、校長 の判断により臨時休業（前 日判断）
	当日の熱中症警戒アラート 発表に加え、暑さ指数（WB GT）が31以上で、下校及 び教育活動における安全確 保が困難であると判断され る場合	校長の判断により、臨時休 業措置または下校時間の繰 り上げ措置等の対応

※留意点

- ・全ての気象災害による臨時休業において、児童生徒が登校中であった場合や一部登校が完了している場合であっても、臨時休業の連絡を保護者に行い、小学校は原則学校で待機させ、家庭に連絡を取るなどして保護者に確実に児童生徒を引き渡すこと（中学校は状況により判断）。
- ・各種警報において臨時休業を判断する前に、校区や通学路の安全確認を、①教職員による通学

そなえ

体制管理

臨時休業
基準

気象
災害

そなえ

路等の安全確認、②地域の安全ボランティアや交通安全指導員からの情報収集、③PTA 役員や町内会役員からの情報収集など、学校の実態に応じて実施する。

安全管理

管理区分
点検区分

その他
災害

イ) その他の災害

災害・警報種別	判断時刻・状況	休業等判断
震度 4 以下	参集基準に基づいて参集した職員で安全確認	原則臨時休業はしないが、学校施設の状況を見て判断
震度 5 弱	発生時刻に関わらず、校舎の安全を確認	校舎を確認後使用が危険と判断された場合臨時休業
震度 5 強以上	発生時刻に関わらず、校舎の安全確認ができるまで	臨時休業
大津波警報	警報発表	臨時休業
噴火警報	特別警報（噴火情報レベル 5）発表	対象地域は臨時休業

- 全ての災害による臨時休業において、児童生徒が登校中であった場合や一部登校が完了している場合であっても、臨時休業の連絡は保護者に行い、学校で待機させ、家庭に連絡を取るなどして保護者に確実に児童生徒を引き渡すこと。
- 地震等の場合は、安全確保をしつつ通学路に取り残されている児童生徒がいないか点検を実施し、学校において待機させる。

ウ) 臨時休業に関する各家庭への連絡・周知方法について

A: 学校の対応

- 原則、学校が各家庭に対して、臨時休業に関する連絡を行う。連絡方法は一斉配信メールを第 1 手段とし、状況等に応じて電話等の手段を活用する。
- 各学校の管理職は、スマートフォン等から一斉配信メールを発信できるように事前確認を行う。
- 災害による臨時休業について、保護者への連絡前にテレビ等で報道される場合があることを、保護者へ事前に周知しておく。

B: 教育委員会の対応

- 市危機管理室や秘書広報課を通じてマスコミ各社に対して情報発信を行い、早期の市民周知に努める。
- 大震災等により各学校からの連絡が困難な場合は、市教委から一斉配信メールにて各家庭に連絡する。

エ) 非常変災時における「いわゆる公欠」の扱いについて

- ・非常変災時において学校が適切に対応することで、こうしたケースは起こりえないことを原則とするが、局地的な気象状況等に伴い、保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合や、交通機関の事故等で欠席した場合のみ、取り扱うこととする。

※「いわゆる公欠」の取扱い

- 出席しなければならない日数に参入しないでいわゆる公欠扱いとする。
- 非常変災等児童生徒若しくは保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

→学校教育法施行規則第48条

→文部科学省初等中等局長通知（平成13年4月27日）「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」

そなえ

(2) 安全管理

安全管理

管理区分
点検区分

① 管理区分・点検区分

- 安全点検は、市担当部局、市教委、学校において各々が所管する管理区分を計画的に管理・点検することが求められます。

管理区分（一部）

	担当課	点検区分
苫小牧市	道路維持課	市道（通学路）…合同点検
教育委員会	施設課	施設設備
		非構造部材
	学校教育課	非構造部材…図書、教材等
		理科薬品等
指導室	指導上の安全…防災計画等の資料提示	
各小・中学校	管理職	施設設備…管理計画策定
		非構造部材…管理計画策定
	教員	施設設備
		非構造部材
		日常点検
	公務補	施設設備
非構造部材		

- 安全管理で重要なのは、計画的な点検と適切な管理、そして情報収集です。情報収集においては、上記の区分担当以外に PTA や町内会、交通安全指導員などからの定期的な聞き取りを実施することなども重要です。

② 施設・設備等の安全点検

そなえ

ア) 計画的な点検

安全管理

- ・学校施設設備等の安全点検は、学校保健安全法第 27 条において、計画的に実施することが定められています。施設設備の点検にとどまらず、非常災害時の避難において児童生徒の安全を確保できるよう、避難経路等の確認も必要です。

計画的な
安全点検

安全点検の種類	時間・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また学校職員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・整備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常時に使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない（規則第 28 条第 1 項）
	毎月 1 回 計画的に、また学校職員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則第 28 条第 1 項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学習発表会や学校祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則第 28 条第 2 項）
日常の安全点検	授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の完全確保を図らなければならない（規則第 29 条）

そなえ

イ) 点検項目例

- ・次に示す点検項目例を参考に、各学校の校舎等の特徴や実態に応じて作成し、計画的・組織的に点検を実施します。
- ・何を、いつ、だれが点検するのかを定めることも必要です。

安全管理

点検項目
1

場所	点検箇所	点検内容
教室	天井	破損・亀裂の有無
	照明器具	照明器具の腐食の有無、落下防止器具の状況
	窓ガラス	ひび割れの有無、クレセントの施錠
	壁面	ひび割れの有無
	収納棚	転倒防止、収容物の落下防止
	テレビ	落下及び転倒防止（台のストッパー等の確認）
	暖房器具	固定状況、フィルター等の状況、周囲の安全
	飼育水槽	落下防止
理科室	薬品庫	薬品量、リストとの照合、収納棚の固定
	実験器具	落下防止、収納棚の窓の状況、収納棚の固定
	冷蔵庫	転倒防止
視聴覚室	テレビ	落下及び転倒防止（台のストッパー等の確認）
	パソコン等	落下防止
	DVD プレーヤー等	落下防止
技術室	作品棚	転倒防止、扉の施錠
	工具（工作機械）	落下防止、刃等の収納
	工具収納棚	転倒防止、扉の施錠
	実習材料	落下防止
音楽室	ピアノ	転倒防止、移動防止
	楽器類	落下防止、転倒防止
	ステレオ（スピーカー）	落下防止、ステレオ収納棚の固定
保健室	測定器具	固定状況、転倒防止
	薬品収納庫	薬品量、扉の施錠、転倒防止
図書室	書架	床等への固定、転倒防止
	パソコン等	落下防止
家庭科室	ガスコンロ等	ガス栓、ガスホース（ひび割れ等）、着火状況
	冷蔵庫・洗濯機	転倒防止
	食器棚	扉の状況、落下防止
	ミシン等重量教材	落下防止、収納棚扉の状況

苫小牧市学校防災マニュアル1－(2)

場所	点検箇所	点検内容
体育館	天井	破損・亀裂の有無
	照明器具	照明器具の腐食の有無、落下防止器具の状況
	窓ガラス	ひび割れの有無、クレセントの施錠
	壁面	ひび割れの有無
	床	床材の剥がれや浮きの有無、床金具の破損
	暖房器具	固定状況、防護柵等の固定状況、周囲の安全
	ピアノ	移動防止、転倒防止
	用具棚	落下防止
校長室	耐火金庫	落下防止、転倒防止、施錠
	額縁等	落下防止
	トロフィー類（廊下も）	落下防止
職員室	印刷機・コピー機	転倒防止（台のストッパー等の確認）
	コンピュータ等	落下防止
	裁断機	落下防止、安全装置の確認
廊下	放送用スピーカー	落下防止
	照明器具	落下防止
	掲示物	画鋲の状況、安全施設運用に支障がないか
	渡り廊下等の接合部	接合部の点検（エキスパンションジョイント等）
	階段	手すりの固定状況、滑り止めの状況

そなえ

安全管理

点検項目
2

そなえ

安全管理

避難経路
安全確認

ウ) 避難経路等の安全確認

- 施設の安全点検に合わせて計画的に、避難経路について次に示す観点及び箇所を点検する必要があります。

避難経路点検の観点

- 分かりやすい案内板や表示があるか（剥がれや汚損はないか）
- 避難経路上に障害物はないか
- 災害種や状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか
- 児童生徒の特性や発達段階を踏まえた経路設定になっているか
- 近隣住民の避難や帰宅困難者等の避難を想定しているか
- 非常灯などに故障や不備はないか
- 床や壁などに破損や転倒を招くような状況はないか
- 障害のある児童生徒の避難に支障はないか。そうした児童生徒へ配慮された案内掲示となっているか
- 鍵の施錠状況や管理状況は適切にされているか

避難経路点検ポイント

- 避難口…ドアの開閉状況、鍵の状況、バリアフリー対応箇所、避難口の明記はあるか
- 非常灯…点灯しているか
- 消火栓…周囲に物が置かれていないか
- 床や階段…転倒を招く要因はないか
- 玄関…ドアの開閉状況、靴箱の固定状況
- 屋外…植木等が避難路にかかっているか、塀・バックネットの状況
- 放送…放送機器が適切に稼働しているか

- 避難経路の定期的な点検に加え、避難訓練等において経路に支障がないか、児童生徒の避難状況等を踏まえ、上記の点検ポイントと共に改善を検討する必要があります。

③ 非常備品の確認・点検

- ・災害時に使用する非常備品については、次の備品を整備するとともに、保管場所や個数などを一覧にして、誰もがすぐに持ち出せる体制を整えることが必要です。

【基本災害備品】

用途	備品名
救急救助	携帯用救急箱、医療品、毛布、担架、AED、包帯・ガーゼ、副木、マスク、懐中電灯、エピペン等医療的ニーズのある児童生徒用予備薬・器具等
人員確認・誘導	児童生徒住所録、拡声器（ハンドマイク等）、メガホン、ホイッスル、懐中電灯、ヘルメット
情報収集	緊急時優先電話、携帯電話、防災無線、携帯ラジオ、乾電池トランシーバー、緊急連絡先一覧表
消火時/救助時	消火器、バケツ、軍手、スコップ、ロープ、はしご、リヤカー、ホース、工具類
避難時	マスターキー、手袋、防寒具、雨具、ロープ、緊急連絡先一覧、携帯電話、懐中電灯
停電時	ハンドマイク、懐中電灯、ホイッスル、発電機
その他	新聞紙、段ボール、ホワイトボード

- ・備品は、設備点検時等に使用可能かどうかを点検することが望ましいです。

そなえ

安全管理

非常備品
確認点検

そなえ

安全管理

訓練
研修

防災訓練

④ 訓練・研修の実施

ア) 防災訓練の実施

A:目的

- ・防災訓練は、災害発生時に児童生徒が常に安全に避難したり、適切な判断や行動をとったりできるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行うものです。

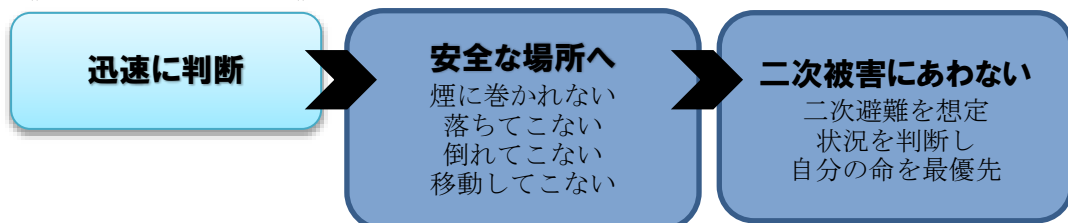
B:視点

- ・年間を通じて計画的に実施します。
- ・さまざまな災害を想定して実施しますが、火災・地震・津波に関する防災訓練は全ての学校で年度内に必ず実施します。(地震と津波に関する訓練を合わせて実施も可)
- ・災害発生の場所や時刻の設定を変えて、様々な状況による訓練を実施します。
- ・消防署、警察署などの関係機関や地域と連携した実践的な訓練を行います。
- ・教師の指示や児童生徒の行動、誘導方法などが全校に徹底されるよう訓練を実施します。
- ・学校の設置場所や周辺環境等を考慮して実施内容を計画します。

C:実施計画改善のポイント

- | | |
|------------------|--|
| □災害種別、発生時刻、規模の想定 | →例：〇月〇日〇曜日〇時〇分 震度〇
津波警報の有無 |
| □児童生徒の所在場所 | →教室、特別教室、グラウンド、体育館 |
| □発生時の安全確保 | →教職員の指示の確認、安全確保行動の指示
教職員が確実に指示出来ない場合も想定 |
| □避難行動の見直し | →安全かつ確実な経路の策定
渋滞や集中する場所の特定と対策
避難指示伝達（放送機器の有無）の確認
二次災害を想定し二段階避難の設定 |
| □避難場所の確認と見直し | →災害種に応じた避難場所の確定
校庭での避難場所の確定
二次避難を想定した場所の設定 |
| □教科・領域と関連させた防災訓練 | →防災訓練の事前事後指導の充実
教科での学習機会による事前・事後学習 |

《避難の基本の徹底》



イ) 地震想定避難訓練について

- ・地震以外の避難訓練については、各学校で適切に計画実施してほしいところですが、ここでは、地震災害に関する基本的な考え方や方策について示します。

そなえ

安全管理

訓練
研修

地震想定
避難訓練

初期対応 「揺れたら」

- ・地震発生時の基本は、どこにいても「上から物が落ちてこない」「横から物が倒れてこない」「物が移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することが重要です。
- ・教師の指示を待たずに児童生徒が自ら判断し行動できるよう繰り返し練習します。
- ・発達段階に応じて適切に行動できるよう、上記2点を発達に応じて指導します。
- ・初期対応としてすぐに外に出るといった行動は危険性が増す可能性が高く、訓練においては建物内での安全確保を最優先にする指導が重要です。

二次対応 「おさまったら」

- ・揺れが収まったら、学校の特性を踏まえた二次対応の訓練が必要です。津波発生時のハザードマップなどにより避難が必要な学校は、二次避難場所への避難訓練がとて重要となります。
- ・学校が地域避難場所として指定されている場合、地域住民が一齐に避難してきたことを想定して避難教室や移動経路などを想定することが重要です。
- ・二次避難は、様々な状況を想定して訓練することが重要です。放送機器が損壊した場合なども想定して下さい。

二次災害対応 「次への備え」

- ・①地震後の津波に対する避難訓練
- ・津波が到達するより前に津波より高いところへ避難することが鉄則。
- ・より高いところへ迅速に避難。
- ・状況を判断し自主的に高いところへ避難する訓練内容の実施。
- ・②地震後の火災に対する避難訓練
- ・二次災害としての火災における児童生徒の避難場所の指示。
- ・児童生徒管理と火災対応を行う学校職員を明確にした訓練が重要。
- ・単なる火災の避難訓練ではなく、地震後を想定した内容での実施。

そなえ

ウ) 学校職員研修等

安全管理

学校職員
研修等

- ・各学校においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階（本マニュアルの「そなえ」「まもる」「なおす」が該当）に対応した校内研修を行います。
- ・校務分掌中に、学校安全の中核となる学校職員を位置づけ、防災の研修の推進の役割を担わせます。
- ・研修は、学校職員の異動や学校状況を考え、次に示す内容等から防災上の学校課題解決に向けた内容を選定することが望ましい。

防災等の研修内容の例

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法など応急手当に関すること（AED講習は本市消防署が主催する講習を活用すること）
- ・学校職員の安全確保と安否確認の方法について
- ・児童生徒の安全確保と安否確認の方法について
- ・児童生徒の保護者等への引き渡し等について
- ・児童生徒の安全教育の内容について
- ・児童生徒の心のケアに関すること
- ・障害のある児童生徒の防災上の留意及び支援事項について

防災等の研修に関する資料

- ・小学校教職員用研修資料 DVD
「子どもを事件・事故災害からまもるためにできることは」
(平成 21 年 3 月文部科学省、各校既配)
- ・中学校・高等学校教職員研修資料 DVD
「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
(平成 22 年 3 月文部科学省、各校既配)
- ・学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
(平成 22 年 3 月文部科学省、各校既配)
- ・「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～（平成 22 年 3 月文部科学省、HP からダウンロード）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

2 まもる

まもる

(1) 初期対応

初期対応

① 地震

地震

ア) 授業中

授業中

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」を大原則に

【基本事項】

- ・教職員は安全確保のため必要最低限の指示をする。大原則に合わせて、頭部保護、危険物から離れることなどを徹底する。
- ・教職員は、周囲の危険物の状況を把握する。
- ・教室にいない児童生徒（欠席、保健室利用、トイレ利用）の把握。
- ・衝動的行動の恐れがある児童生徒の抑制、声掛けによる落ち着かせ。

【場所ごとの指導事項】

場 所	児童生徒への指導事項
普通教室	頭部保護「机の下に隠れなさい」 机の下に入れない場合でも鞆等で頭部を保護させる
体育館	体育館中央に集まらせる ピアノなどのそばから離れさせる
特別教室	頭部保護「机の下に隠れなさい」 火気使用中「すぐに火を消しなさい」（激震の場合は、離れさせる） 実験中「薬品や熱したものを離れなさい」 アイロンや工作機器使用「直ちにスイッチを切り、離れなさい」 どの場合も、揺れの状況により危険物から離れることが大事
グラウンド	グラウンドの中央に集める、姿勢を低くさせる
プール	直ちにプールのふちにつかまらせる 揺れが収まった段階でプールサイドに上げ、靴を履かせてタオルや衣服で体を保護して避難場所への移動指示
スケートリンク	滑走をやめさせ、その場に座らせる 揺れが収まった段階でリンクから出させて靴を履き替えさせ、避難場所への移動指示

まもる

初期対応

地震

休み
時間等

イ) 児童生徒と教職員が別々の場合（休み時間、放課後など）

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」を大原則に

【基本事項】

- ・教職員は安全確保のため、近くにいる児童生徒に必要な最低限の指示をする。
- ・放送等で大原則に合わせて、頭部保護、危険物から離れることなどを徹底する。
- ・教職員は担当箇所に移動し、周囲の危険物の状況を把握する。
- ・衝動的行動の恐れがある児童生徒の抑制、声掛けによる落ち着かせ
- ・児童生徒の確認と応急手当開始

【場所ごとの指導事項】

場 所	児童生徒への指導事項
屋内 ：階段・廊下 トイレ等	頭部保護「机の下に隠れなさい」 机の下に入れなくても鞆等で頭部を保護させる 3原則に沿って自主的に行動する
普通教室	頭部保護「机の下に隠れなさい」 机の下に入れなくても鞆等で頭部を保護させる
特別教室 ：図書室等	頭部保護「机の下に隠れなさい」 書架等から離れて落下物等に当たらないようにする
屋外 ：グラウンド、学級園、遊具等	グラウンド中央に集まらせる ブロック塀やフェンスなどから離れる 窓ガラスの下などを避け、広い場所で姿勢を低くする 遊具の使用を直ちにやめ、遊具から降りて離れ姿勢を低くする

※従前は、揺れが収まったら教職員が来るか放送の指示があるまでその場で待たせるという指導が見られましたが、指示待ちではなく、地震の際はどこに避難するのかしっかりと把握させ、揺れが収まったら自主的に避難するといった意識づけを指導することが重要です。

ウ) 校外活動時

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」を大原則に

【基本事項】

- ・見学学習、校外学習、部活動での大会参加など、校外での活動や学習を実施する際には、事前に避難場所、避難経路、保護者や学校への緊急連絡方法を確認することが重要です。
- ・いかなる場所で地震があっても大丈夫なよう、活動の事前学習等において3つの原則を再度指導することが重要です。

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
遠足等	塀や倒壊の危険のある樹木等から離れ、広い場所で低い姿勢を取らせる。 事前に二次避難が可能な場所を把握しておき、揺れが収まり次第移動の指示を行う。（二次避難について学校へ連絡する）
修学旅行等	集団行動時は、通常地震と同様の対応で教職員が適切に指示を出し、頭部の保護を基本に行動させる。 宿泊先（ホームステイも含む）では、事前に対応を指示しておき、ホテルの従業員やホームステイ先の人々の指示に従うようにさせる。教職員は、事前に状況把握先を分担し、揺れが収まり次第状況を把握して、事前に決めておいた二次避難場所に移動させる。
職場実習等	教職員が常に引率できる状況とは限らないことから、事前に当該職場と対応を確認しておくとともに、事前学習において児童生徒にも指導しておく。 地震が起きた際には、当該職場の職員の指示に従って行動する。 教職員は、事前に状況把握先を分担し、揺れが収まり次第状況を把握する。

まもる

初期対応

地震

校外
活動

まもる

エ) 登下校中

初期対応

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」を大原則に

地震

登下校

【基本事項】

- ブロック塀や自動販売機などの転倒の危険性がある物から離れ、頭部を鞆等で保護して身を低くする。
- 揺れが収まり次第、学校、自宅の近い方に避難する。保護者が不在の場合は、事前指導で学校に避難するよう指示する。
- 公共交通機関を使用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- 自転車通学中に地震にあった場合は、直ちに降車し、自転車から離れて身を伏せる。揺れが収まった後の避難においては、液状化等も懸念されることから、自転車には乗らずに移動することが望ましい。

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

留意点	児童生徒への指導事項
転倒、倒壊等	天候や移動の危険があるものについて事前指導し、原則にのっとり安全な場所で伏せることを指導する。 倒壊危険例：ブロック塀、石垣、建物外壁・窓ガラス、自動販売機、電柱等
道路等	地割れ、液状化、液状化によるマンホールの隆起、地面陥没などに注意して一次避難をするよう指導する。 倒壊したものがないか、電線が断線して垂れ下がったりしていないか注意させる。

※4月のうちに、登下校中の地震等の災害時には自宅に避難するか、学校に避難するかを確認しておくことも重要です。（引き渡しの方法などの確認と同時に行うことが望ましい）

② 火災

ア) 授業中

まもる

初期対応

火災

授業中

「知らせる、逃げる、(初期消火)」を大原則に

【基本事項】

- ・火災を発見した場合は、すぐに大声で周囲に知らせることが重要です。
:どんな小さな火災でも、初期消火を行っていても消防への通報は必ず行います。
- ・学校職員は、火災発見を伝達後、役割に従って初期消火を行います。ただし、児童生徒を掌握している場合は、初期消火の前に避難を開始させます。
- ・火災では、児童生徒の避難を最優先に、「早く逃げる」を大原則にします。

【火災避難時の指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項
火災避難の指導原則	<p>「早く逃げる」が大原則。</p> <p>(ひなんの合言葉「お・か・し・も」を徹底します。()内は自閉症等の児童生徒向けです)</p> <p>お・・・おさない(並んで歩く)</p> <p>か・・・かけない(早歩きをする)</p> <p>し・・・しゃべらない(口を閉じる)</p> <p>も・・・もどらない(〇〇に行く)</p>
火災時の学校職員の初期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対応…避難優先 ・火災対応…初期消火では、壁を伝って天井に届きそうになったら断念し避難をする。煙の状況によってはそれ以前に初期消火を断念する。安全避難が優先。 ・消防への通報(必須) ・複数避難経路の確保(火災の状況により、規定された避難経路では避難が困難になることも想定されることから、複数経路を確保することが望ましい。)
第一次避難の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳学習などで火災が発生した際も、服装などにこだわらず早く避難する。 ・避難開始後は、校舎内に戻らない。 ・避難時には、誘導者が当該教室に児童生徒がいないことを確認し、ドアを閉めて延焼防止を図る。 ・煙の中を避難する場合は、姿勢を低くして逃げる。 ・担任は児童生徒の出席状況がわかる資料を持ち出し、安否確認を行う。

まもる

初期対応

火災

休み
時間等

イ) 児童生徒と教職員が別々の場合（休み時間、放課後など）

「知らせる、逃げる、（初期消火）」を大原則に

【基本事項】

- ・火災を発見した場合は、すぐに大声で周囲に知らせることが重要です。
：どんな小さな火災でも、初期消火を行っていても消防への通報は必ず行います。
- ・休み時間等は、児童生徒だけである場面が多数想定されることから、事前に巡回箇所を明確にし、巡回して避難できていない児童生徒がいないか確認することが重要です。
- ・学校職員がそばにいない近くからの出口からグラウンドに避難するよう指示し、訓練等で徹底することが必要です。

【火災避難時の指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項
火災避難の指導原則	<p>「早く逃げる」が大原則です。</p> <p>（ひなんの合言葉「お・か・し・も」を徹底します。（ ）内は自閉症等の児童生徒向けです）</p> <p>お・・・おさない（並んで歩く）</p> <p>か・・・かけない（早歩きをする）</p> <p>し・・・しゃべらない（口を閉じる）</p> <p>も・・・もどらない（〇〇に行く）</p>
火災時の学校職員の放送等による指示	<ul style="list-style-type: none"> ・火災であることと、火災発生場所を必ず2度伝える。 ・通ってはいけない避難口や階段等を指示し、近くにいる学校職員が誘導対応を行うこと。 ・避難指示は、短く命令口調ではっきりと。避難中はパニックになることも想定されるので、短い言葉を繰り返すことが重要です。（例、「中央玄関から歩いて逃げなさい」「中央玄関から逃げなさい」といった短文の繰り返しが効果的である）

ウ) 校外活動時

「知らせる、逃げる、（初期消火）」を大原則に

【基本事項】

- ・ 校外学習では、事前に避難口や避難経路を確認し、実施計画に避難方法・経路等を記載することが重要です。
- ・ 火災では、児童生徒の避難を最優先に、「早く逃げる」を大原則にします。校外での被災は、原則として、当該施設等の職員の誘導に従います。

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
遠足等	目的地やその周囲での火災においては、屋外であることから火災の風上側に避難し、状況を判断しつつ学校へ戻る体制を構築する。
修学旅行等	集団行動時は、通常の火災と同様の対応で教職員が適切に指示を出し、煙に巻かれないことを基本に迅速に避難させる。 宿泊先では、到着後すぐに避難階段等の避難方法を確認する。 宿泊先（ホームステイも含む）では、事前に対応を指示しておき、ホテルの従業員やホームステイ先の人々の指示に従うようにさせる。教職員は、事前に状況把握先を分担し、状況を把握して火災状況に応じて二次避難場所へ移動させる。
職場実習等	教職員が常に引率できる状況とは限らないことから、事前に当該職場と対応を確認しておくとともに、児童生徒に事前学習で指導しておく。 火災が起きた際には、当該職場の職員の指示に従って行動する。

- まもる
- 初期対応
- 火災
- 校外活動等

まもる

エ) 登下校中

初期対応

「知らせる、逃げる、（初期消火）」を大原則に

火災

【基本事項】

- ・登下校中に火災に遭遇した場合、事前指導が重要です。大原則として、火災に近づかないことを事前に指導します。

登下校中

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
登校中	火災場所には近づかず、通学路を離れても構わないことを指導する。また、火災状況によって学校に向かうことが困難な場合は、自宅に帰宅するよう指導する。
下校中	火災場所には近づかず、通学路を離れても構わないことを指導する。また、火災状況によって帰宅することが困難な場合は、学校に戻り、学校より家庭に連絡し引き渡すことが望ましい。 火災状況や校区によっては、近隣の公共施設へ避難できることも事前指導することが必要である。

③ 火山災害

ア) 授業中

「離れる、逃げる」を大原則に

【基本事項】

- 本市の火山災害では、主に樽前山が対象となります。樽前山は、噴火警戒レベルが運用される活火山です。火山災害は、突然噴火する場合と予兆から事前の警報（噴火警戒レベル）が出る場合があります。どちらの場合も、情報把握に努め、「火山から離れる」「窓など破損の危険がある場所から離れる」「頑丈な部屋に逃げる」「より遠くへ逃げる」といった「離れる・逃げる」を大原則に指導することが重要です。

【火山災害避難時の指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項
火山災害避難の指導原則	「早く離れる・逃げる」が大原則。 ・火山から離れる。（学校内でも火山から遠い場所に避難場所を設定することで噴石等の直撃による被害を最小限にする。）
火山災害時の学校職員の初期対応	・児童生徒対応…避難優先 ・二次避難の必要性（噴火警戒レベル）の確認（市教委・危機管理室）
第一次避難の留意事項	・二次避難が必要ない一次避難においては、学校が周囲において頑丈な建物に当たるが多いため、原則学校の体育館等に避難し、噴火状況に応じて保護者へ引き渡す。 ・体育館等では、窓の暗幕やカーテンを閉めておく。（噴火の空気振動や噴石の影響によるガラスの飛散を最小限にするため）

※中規模噴火：樽前小学校のみが避難地区

※大規模噴火：小糸魚川以西が避難地区

- まもる
- 初期対応
- 火山災害
- 授業中

まもる

初期対応

火山
災害

休み
時間等

イ) 児童生徒と教職員が別々の場合（休み時間、放課後など）

「離れる、逃げる」を大原則に

【基本事項】

- 本市の火山災害では、主に樽前山が対象となります。樽前山は、噴火警戒レベルが運用される活火山です。火山災害は、突然噴火する場合と予兆から事前の警報（噴火警戒レベル）が出る場合があります。どちらの場合も、情報把握に努め、「火山から離れる」「窓など破損の危険がある場所から離れる」「頑丈な部屋に逃げる」「より遠くへ逃げる」といった「離れる・逃げる」を大原則に指導することが重要です。
- 休み時間等は、児童生徒だけである場面が多数想定されることから、事前に巡回箇所を明確にし、巡回して避難できていない児童生徒がいないか確認することが重要です。
- 学校職員がそばにいないくても体育館に避難するよう指示し、訓練等で徹底することが必要です。

【火山災害避難時の指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項
火山災害避難の指導原則	<p>噴火後は、噴石や火砕流の到達は早いことから避難場所への迅速な移動が重要であり、指定の玄関によらず、学校の中ですぐに入るよう指示する。</p> <p>火山灰等の吸引等による被害を防ぐために、マスクやハンカチで口を覆うことが重要である。</p>
火山災害時の教職員の初期対応	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒対応…屋外にいる児童の確認を最優先 • 二次避難の必要性（噴火警戒レベル）の確認（市教委・危機管理室）

ウ) 校外活動等

まもる

初期対応

火山
災害

校外
活動等

「離れる、逃げる」を大原則に

【基本事項】

- 本市の火山災害では、主に樽前山が対象となります。樽前山は、噴火警戒レベルが運用される活火山です。火山災害は、突然噴火する場合と予兆から事前の警報（噴火警戒レベル）が出る場合があります。どちらの場合も、情報把握に努め、「火山から離れる」「窓など破損の危険がある場所から離れる」「頑丈な部屋に逃げる」「より遠くへ逃げる」といった「離れる・逃げる」を大原則に指導することが重要です。
- 校外学習では、事前に巡回箇所を明確にし、頑丈で児童生徒が避難可能な場所を実施計画に盛り込むことが重要です。
- 職場実習等では、火災等と同様に当該事業所等と避難時の対応について確認し、事前学習で生徒に周知するとともに、学校との連絡方法等を実施計画に明記します。

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
遠足等	目的地やその周囲での噴火等においては、屋外であることから、想定していた周囲の建物（鉄筋造が望ましい）に直ちに避難し、避難後に学校の防災対策会議の指示を受け、学校へ戻る体制を構築する。 学校に戻ることが危険な場合などは、状況に応じて現地での保護者引き渡しも検討する。
修学旅行等	集団行動時は、通常の火山災害と同様の対応で教職員が適切に指示を出し、火山から離れることを基本として、迅速に頑丈な建物に避難させる。 宿泊先（ホームステイも含む）では、事前に対応を指示しておき、ホテルの従業員やホームステイ先の人の指示に従うようにさせる。教職員は、事前に状況把握先を分担し、状況を把握して二次避難場所に移動させる。
職場実習等	教職員が常に引率できる状況とは限らないことから、事前に当該職場と対応を確認しておくとともに、事前学習で児童生徒に指導しておく。 噴火等が起きた際には、当該職場の職員の指示に従って行動する。

まもる

初期対応

火山
災害

登下校
中

エ) 登下校中

「離れる、逃げる」を大原則に

【基本事項】

- 本市の火山災害では、主に樽前山が対象となります。樽前山は、噴火警戒レベルが運用される活火山です。火山災害は、突然噴火する場合と予兆から事前の警報（噴火警戒レベル）が出る場合があります。どちらの場合も、情報把握に努め、「火山から離れる」「窓など破損の危険がある場所から離れる」「頑丈な部屋に逃げる」「より遠くへ逃げる」といった「離れる・逃げる」を大原則に指導することが重要です。
- 登下校中は、原則として頑丈な建物に避難します。

【火山災害避難時の指導事項・留意事項】

児童生徒への指導事項	
避難原則	<p>事前に校区内にある避難可能な頑丈な建物を確認し、児童生徒に周知する。</p> <p>登校時には、建物内に入れないことが予想されることから、近隣の避難場所に入れない時には学校に避難させる。</p> <p>避難中は、鞆を頭上に掲げるなど頭部を保護することを事前指導する。</p>

④ 風水害（特別警報等発表時）

まもる

ア) 授業中

初期対応

【基本事項】

- ・風水害時の避難活動等においては、学校は原則避難所であることから、校内のより安全な場所にて待機させます。早急な集団下校等は被害を大きくする可能性もあり、情報収集により安全が確認されるまでは学校に留め置きます。安全確認後も、原則として保護者への引き渡しを望ましいですが、状況によっては安全確保後の集団下校等も可能です。

風水害

授業中

【風水害避難時の指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項・教職員対応事項
避難原則	学校が避難所であることから、学校に留め置く。 安全確認ができ次第、保護者引き渡しや集団下校の措置をとる。
風水害時の教職員の初期対応	①学校内で待機する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水等の被害がない場所への児童生徒への避難指示 ・1階等にある緊急物資等の上階への移動 ②土砂災害等の危険があるなど学校にとどまることが危険と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事前に選定している避難場所へ移動するかどうか判断する（必要に応じて市教委（指導室）と情報共有・協議）
第一次避難の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の上層階への移動を検討することが重要。 ・停電や断水等も想定し、教職員の携帯電話等の確保や、防災無線等の上層階への移動も行う。

まもる

初期対応

風水害

休み
時間等

イ) 児童生徒と教職員が別々の場合（休み時間、放課後など）

【基本事項】

- ・風水害時の避難活動等においては、原則として学校が避難所であることから、校内のより安全な場所にて待機させます。早急な集団下校等は被害を大きくする可能性もあり、情報収集により安全が確認されるまでは学校に留め置きます。安全確認後、原則として保護者引き渡しを望ましいですが、状況により安全確保後の集団下校等も可能です。
- ・休み時間等は、児童生徒だけである場面が多数想定されることから、事前に巡回箇所を明確にし、巡回して避難できていない児童生徒がいないか確認することが重要です。
- ・風水害が想定される天候の場合、屋外での活動を原則控えることが重要であり、休み時間や放課後の活動においても事前に屋外に出ないように指導することが重要です。

【指導事項・留意事項】

	児童生徒への指導事項
風水害時の避難の指導原則	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が避難所であることから、学校に留め置く。安全確認ができ次第、保護者引き渡しや集団下校の措置をとる。 ・休み時間等で特別警報が発表された場合は、放送等で2階以上に避難するよう指示する。また、土砂災害警報が出た場合は、2階以上で崖等から遠い教室に移動するよう指示する。
風水害時の教職員の初期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対応…上層階に移動後、児童生徒の確認 ・二次避難の必要性（土砂災害等）の確認 （市教委・危機管理室）

ウ) 校外活動時

【基本事項】

- ・校外学習では、事前に避難口や避難経路を確認し、実施計画に避難方法・経路等を記載することが重要です。
- ・風水害では、児童生徒の避難を最優先に、「上層階への避難」を大原則にします。校外での被災は、原則として、当該施設等の職員の誘導に従います。
- ・風水害は、他の災害に比べて予測が可能な場合が多いことから、災害が予測される場合には、校外活動を中止・延期する判断を早期に行うことが重要です。

【活動ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
遠足等	風水害が予測される場合には実施しない。 突発的な豪雨等の場合を想定し、事前に近隣で避難できる場所を確認しておく。
修学旅行等	集団行動時は、通常の風水害と同様の対応で教職員が適切に指示を出し、浸水等への対応として上層階への移動を基本に迅速に避難させる。 宿泊先では、到着後すぐに避難階段等の避難方法を確認する。 宿泊先（ホームステイも含む）では、事前に対応を指示しておき、ホテルの従業員やホームステイ先の人の指示に従うようにさせる。教職員は、事前に状況把握先を分担し、状況を把握して風水害の状況に応じて二次避難場所に移動させる。
職場実習等	教職員が常に引率できる状況とは限らないことから、事前に当該職場と対応を確認しておくとともに、児童生徒に事前学習で指導しておく。 風水害が起きた際には、当該職場の職員の指示に従って行動する。

まもる

初期対応

風水害

校外
学習等

まもる

初期対応

風水害

登下校
中

エ) 登下校中

【基本事項】

- ・風水害は、他の災害に比べて予測が可能な場合が多いため、事前に休業措置などの決定を早期に行うことが望ましいです。
- ・風水害では、河川の氾濫、冠水、高潮、越波、暴風による飛散物、樹木の倒壊等が登下校における災害として想定されます。事前指導において、河川や海に近づかないことを指導します。

【活動等ごとの指導事項・留意事項】

活 動	児童生徒への指導事項
登校中	<p>河川、海には近づかないことを指導する。</p> <p>登校中に、河川の氾濫等が想定される場合は、原則登校させない。</p> <p>また、登校中に河川の氾濫等に遭遇した場合には、高いところへ逃げることや、帰宅しても構わないことを指導する。</p>
下校中	<p>氾濫場所には近づかず、通学路を離れても構わないことを指導する。また、状況によって帰宅することが困難な場合は、学校に戻り、学校から家庭に連絡して保護者に引き渡すことが望ましい。</p> <p>河川の氾濫等が起こっている場合は、原則として保護者引き渡しとする。</p> <p>校区によっては、近隣の公共施設へ避難することを事前指導することも必要である。</p>

⑤衛星等飛翔体等

まもる

ア) 屋外にいる場合

初期対応

「頑丈な建物へ・伏せる・窓から離れる」を大原則に

衛星等
飛翔体

【基本事項】

- ・衛星等飛翔体等落下・発射については、J アラート等の緊急情報により知らされることを事前に指導することが必要です。
- ・屋外にいる場合には、急いで近隣の頑丈な建物に避難するよう事前指導します。

イ) 屋外にいて建物がない場合

【基本事項】

- ・屋外にいて建物がない場合には、急いで樹木等の物陰に身を隠すか、身を低く伏せて鞆等で頭部を保護するよう事前指導します。

ウ) 屋内にいる場合

【基本事項】

- ・屋内にいる場合には、急いで窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。校内で窓の少ない部屋を事前に把握しておくことが重要です。

エ) 近くに落下した場合

【基本事項】

- ・屋外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れて、密閉性の高い建物へ避難します。また、そうした避難場所について事前に周知します。
- ・屋内にいる場合は、換気扇等を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉することなどが重要です。

※衛星等飛翔体等落下等への対応においては、「正確かつ迅速な情報収集」が大原則となります。下記の国民保護ポータルサイトなどをパソコンですぐに見られるよう、お気に入り等に保存したり、スマートフォンで確認したりできる体制を整えておくことが重要です。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

まもる

2 まもる

二次対応

（2）二次対応

情報
収集

① 情報収集

「素早い情報収集・臨機応変な判断」を原則に

【基本事項】

- ・学校職員は、想定すべき二次災害について事前に理解し、判断材料となる情報の入手方法を理解しておくことが重要です。
- ・常に想定外があることを念頭に置き、ハザードマップやマニュアルで想定されていない事態が起きたときに、最も安全である行動を選択することが重要です。
- ・混乱時は流言飛語による情報錯綜も想定されることから、複数の情報を基に判断することが必要です。

【情報収集に必要な道具】

情報収集に必要な用具等

防災無線（配置場所の確認）、防災ラジオ（電池等の月1回の確認）
停電時に使えるラジオ、テレビ、携帯電話

【情報収集用のサイト（HP）】

（スマートフォン等に登録しておくことで素早い情報収集が可能）

サイト名	アドレス
気象庁（全般）	http://www.jma.go.jp/jp/yoho/
室蘭地方気象台	http://www.jma-net.go.jp/muroran/
北海道開発局（河川氾濫）	http://info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp/river/
苫小牧津波ハザードマップ	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/bosai/jishin/tsunami/hazardmap.html
気象庁（土砂災害）	https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html
気象庁（潮位・高潮）	http://www.jma.go.jp/jp/choi/graph.html
内閣官房国民保護ポータルサイト	http://www.kokuminhogo.go.jp/
苫小牧市消防出動情報	http://tomakomai119.ec-net.jp/center/index.html
苫小牧市防災情報サイト	http://tomakomaicity.bosai.info/pinpoint/tomakomaicity_chubu.html

② 想定される二次災害

【基本事項】

- 二次災害には地域性があり、自校の地域の地理特性などを把握し、想定される二次災害を事前に絞り込んで、対応を決定しておくことが重要です。
- 想定した二次災害に対応する二次避難について、各学校でマニュアルに盛り込むことが必要です。また、複数の二次災害が同時に発生したり、時間差で発生したりすることも想定されることから、マニュアルを基に適切な避難方法を柔軟に判断できる組織体制を作ることが必要です。

まもる

二次対応

災害
想定

災 害	想定される二次災害	二次避難・対応例
地震	海からの津波 河川を遡上して堤防を越えてくる津波 液状化 地盤沈下、地割れ 擁壁の崩壊 建物の損壊 構造部材の落下 出火	海から遠い建物への移動・上層階移動 上層階への移動 通学経路の見直し、下校中止 通学経路の見直し、下校中止 通学路の変更、安全な建物への移動 屋外への避難 倒れてこない、落ちてこない場所への避難 火災対応の避難（原則屋外）
火災	周辺建造物からの延焼・類焼 有害な煙の拡散 爆発等	屋外への避難、より遠い棟への移動 窓の閉鎖、めばり 校舎から遠い場所への避難
風水害	川の氾濫、防波堤の決壊 冠水 土砂災害 窓等の破損	上層階への避難、下校等の停止、引き渡し 上層階への避難、通学路の変更、引き渡し 崖等から遠い場所への避難移動 窓の少ない部屋への移動、カーテンによる 飛散防止等

まもる

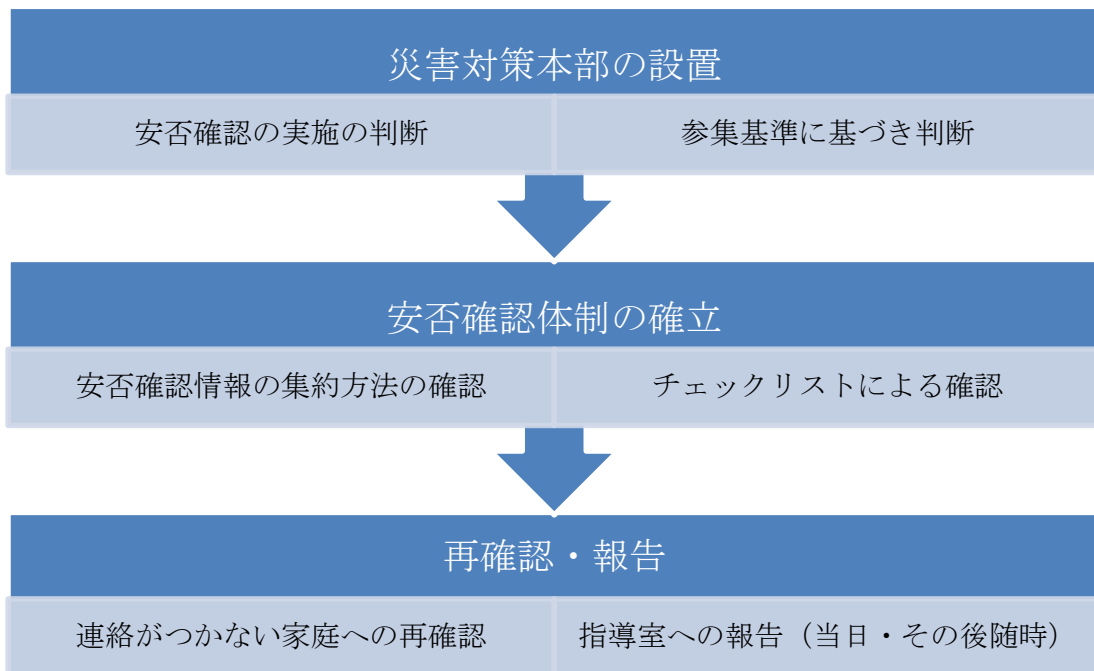
二次対応

安否
確認

③ 安否確認

【基本事項】

- ・休日や下校時など児童生徒の在宅時や登下校時に災害が発生した場合には、児童生徒の安否確認を行います。安否確認を行う基準は、P10～14に示した参集基準にのっとり原則として第四次参集以上となります。風水害においてはレベル4以上で確認を行います。第三次参集においては、状況に応じて確認をします。
- ・校外学習等で学校を離れている場合の被災においては、児童生徒の安全を確保した後、直ちに学校に報告するとともに、安否について保護者に連絡する体制を整えます。
- ・対策本部を校内に設置した後、分担して安否確認を実施できるよう体制整備を行います。確認に時間を要する場合もあることから、集約方法について対策本部で確認し、漏れ落ちがないようにすることが重要です。
- ・安否確認は、電話、家庭訪問や避難所訪問、通学路点検などにより行うこととなりますが、災害状況により教職員の安全確保にも留意して実施します。
- ・まずは避難等を優先し、状況に応じて安否確認を実施しますが、原則として当日中に実施し、確認でき次第、指導室へ報告します。全家庭に連絡がつかない場合でも、当日中に把握できている範囲で報告してください。



※停電により校務支援システムが動かないことも想定し、事前にチェック用名簿を準備しておく必要がある。

④ 対策本部の設置

まもる

【基本事項】

- ・二次対応後、児童生徒の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認して決定し、行動していくために、対策本部を設置します。
- ・災害の状況によっては、校舎が使えなかったり、電気が確保できなかったりする場合も想定されます。対策本部の設置場所や業務等については臨機応変な対応が求められますが、学校防災計画において基本的な業務分担を決めておくことが重要です。
- ・災害時は、学校運営も同時に行う場合もあり、業務が輻輳することも想定されることから、児童生徒の引き渡しや避難所開設等について、事前に保護者や市危機管理室、地域住民とルールを確認しておくことが重要です。

二次対応

対策本部

【対策本部に求められる機能とその業務内容（例）】

業務	役割	準備物	発生～1日	2日～3日
本部	各班との連絡調整 非常持ち出し書類の搬出保管 校内被災状況把握 記録日誌・報告書の作成 校内放送等による連絡・指示 応急対策の決定 市対策本部との連携 報道機関への連絡・対応 PTA との連絡調整 情報収集	マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話	外部からの問い合わせ対応 関係機関への被災状況等報告 教職員体制指示 職員配置検討 関係機関からの情報収集	外部からの問い合わせ対応 避難場所の確定 避難所連絡調整
安否確認・誘導	児童生徒等及び教職員の安否確認 負傷者の把握 下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録 行方不明児童生徒・教職員の本部への報告	クラス出席簿（校務支援システムからの出力）（停電時用にチェック用名簿を準備） 行方不明者の記入用紙	安全な場所への誘導 安全下校指導 待機場所確保 時間外出勤者確認 教職員と家族の安否確認 児童生徒の安否確認 児童生徒の家族の安否確認	外部からの安否問い合わせ対応

苫小牧市学校防災マニュアル2－（2）

まもる

二次対応

対策
本部

<p>安全点検</p>	<p>初期消火等対応 避難、救助活動等支援 被害状況の確認 施設等の構造的被害程度調査 ライフラインの確認 校内建物・備品等安全点検 近隣危険箇所巡視</p>	<p>消火器 ヘルメット ラジオ 工具セット 手袋 被害調査点検表</p>	<p>消火活動 各教室の被害状況確認 電話・PC 起動確認 ライフライン状況確認 校内のカギの確保 職員の宿直場所の確保</p>	<p>部再備品搬出協力 必要備品の確保 地域の被害状況調査</p>	
	<p>応急復旧</p>	<p>被害状況の把握 応急復旧に必要な機材・資材の調達 危険箇所の処理 危険箇所立ち入り禁止措置 危険箇所の表示 避難場所の安全確認</p>	<p>被害調査票 ヘルメット 学校内図 ロープ 標識 バリケード等</p>	<p>教室等転倒備品等の復旧 教職員の活動場所の確保 トイレの汚物処理・清掃 ごみの処理</p>	
	<p>救護</p>	<p>児童生徒及び教職員の救出・救命 負傷者や危険箇所等の確認・報告 負傷者の搬出 学校施設のチェック</p>	<p>安全靴等 ヘルメット スコップ等 担架 AED トランシーバー等 皮手袋</p>	<p>救助活動 近隣被災者の救助活動 学校施設危険箇所の応急処置</p>	<p>必要備品の調達 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置</p>
	<p>保護者対応</p>	<p>引き渡し場所の指定 身元確認 保護者到着順に児童生徒引き渡しリストにチェック</p>	<p>児童生徒引き渡しカード 出席簿 集合場所のクラス配置図</p>	<p>引き渡し場所の状況把握 保護者との対応（家庭の様子や安全状況の確認）</p>	<p>保護者との対応（家庭の様子や安全状況の確認）</p>
	<p>避難所</p>	<p>市危機管理室及び地域担当者 と連携した避難所の運営支援 緊急物資管理</p>	<p>マスターキー バリケード テープ ラジオ 校内配置図 避難者への指示（掲示）</p>	<p>避難開設準備協力 避難所開設担当者との協力事項の確認</p>	<p>避難所使用教室等の決定 防災備品等の受け入れ</p>
	<p>避難所</p>	<p>市危機管理室及び地域担当者 と連携した避難所の運営支援 緊急物資管理</p>	<p>マスターキー バリケード テープ ラジオ 校内配置図 避難者への指示（掲示）</p>	<p>避難開設準備協力 避難所開設担当者との協力事項の確認</p>	<p>避難所使用教室等の決定 防災備品等の受け入れ</p>

※上記については、あくまでも例であり、学校の規模や状況に応じて必要な業務に優先順位をつけて対応するなどの工夫が必要です。

3 なおす

なおす

（1）災害直後の復旧対応

災害直後
復旧対応

①引き渡しと待機

【基本事項】

- ・災害の規模や状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させるかを判断する必要があります。ルールを事前に決めて、年度初めに保護者への周知を図る必要があります。
- ・引き渡しカードを事前に配付し、カードで保護者を確認できるようにします。

引渡
待機

引渡
判断

ア) 引き渡しの判断

- ・第四次参集レベルでは、全ての災害において保護者引き渡しを原則とし、児童生徒だけでの下校は行いません。
- ・第三次参集レベルにおいても、通学路の安全等が確認できない場合は保護者引き渡しとし、一斉配信メール等にて周知を図ります。
- ・大津波などの時間が限定される災害や、河川の氾濫等の水害などの場合、保護者引き渡し自体も危険で二次被害を起こしかねないことから、保護者へ災害情報を提供するとともに、児童生徒を引き渡さず、保護者が迎えに来た場合でも保護者と共に学校にとどまることを促すことが必要です。

引き渡しの判断基準及び必要な情報

○第四次参集基準

- ・通学路の冠水や液状化・地割れなどの情報
- ・特別警報等の解除見込み状況
- ・交通機関等の状況
- ・ライフラインの状況
- ・避難指示・命令等の状況（学校は原則避難所である）
- ・火災時は、延焼の可能性等を考慮した引き渡し場所の選定
- ・津波等の情報（避難最優先）

なおす

イ) 待機時の留意点

災害直後
復旧対応

【基本事項】

- ・大規模災害等において、保護者引き渡しが困難又は二次災害が想定される場合、学校で待機させます。
- ・待機させる場合は、一斉配信メール等にて保護者に災害情報を提供しつつ、周知を図ります。長期化する場合は、保護者に向けて随時情報を提供します。
- ・待機が発生した場合は、指導室へ連絡をします。

引渡
待機

待機時
留意点

待機の判断基準

二次災害が予想される場合

交通網が寸断され、保護者に危険が及び可能性がある場合

避難指示・避難命令が出ている場合

待機時の留意点

待機場所においては、状況に応じた換気等の衛生管理に努める。

不安を訴える児童生徒のため、カウンセラー等とも協力体制をとる。

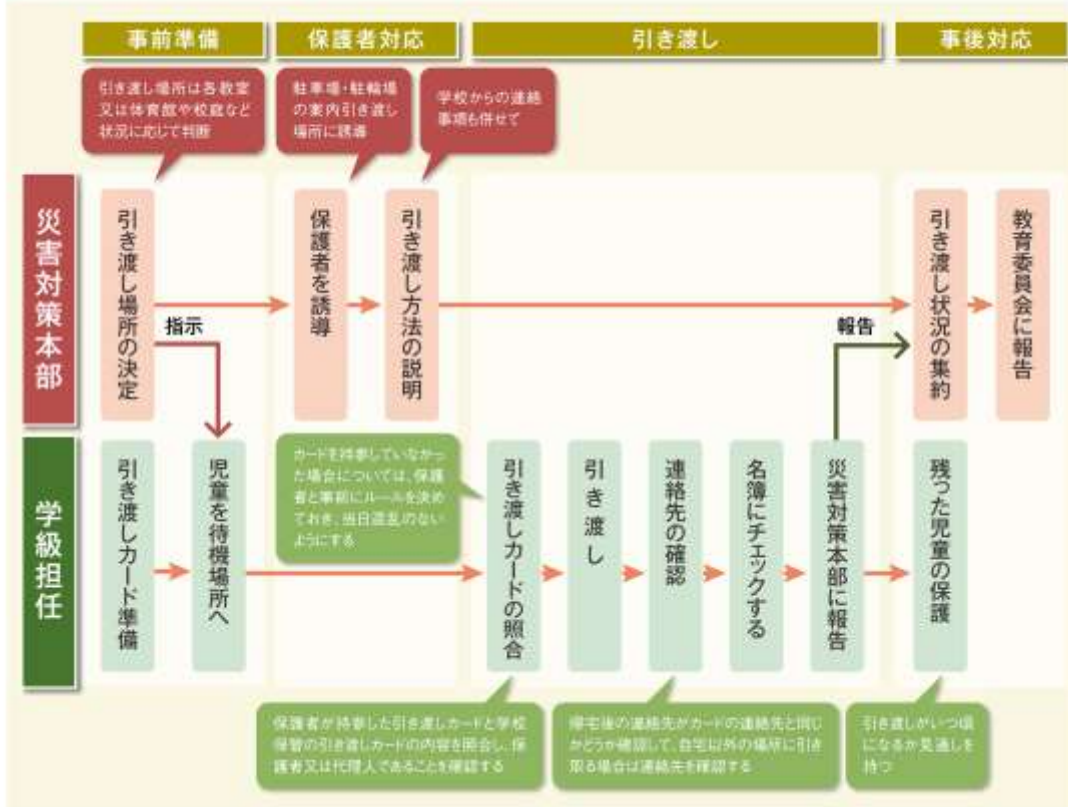
学校外からの延焼や津波情報などを早期に把握し、緊急避難ができるよう体制を準備しておく。

ライフラインが寸断された場合を想定し、水や備蓄食料などの確保に努める。

待機が長期化した場合を想定し、どのように児童生徒を宿泊させるかを対策本部で決定する。

ウ) 引き渡しの手順例

■ 校内における引き渡しの手順(小学校の例)



引用 学校防災マニュアル作成の手引き (文部科学省 H24.3 発行)

- 引き渡し手順は、各学校の実情に応じて策定し、年度初めに保護者にカード等を配付して周知を図ることが望ましい。

校外での引き渡しにおける留意事項

- 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
- 学校に戻って引き渡すのか、現地で引き渡すのか、どちらが安全かを判断する。(移動中の安全が確保できるのか、移動に要する時間で災害が大きくなるか等)
- 現地で引き渡す場合は、学校と連絡を取り、現地に保護者に引き取りに来てもらう。手順の基本は、学校での引き渡しと同様にする。
- 校外学習の際には、災害に備えて安全に待機できる場所を確認し、可能な限り保護者に周知することが望ましい。

なおす

災害直後
復旧対応

引渡
待機

引渡
手順

なおす

エ) 引き渡しカード例

【基本事項】

- 引き渡しカードは、年度初めに作成・配付することで、災害時に向けた情報発信の役割も担うことができます。
- 保護者が引き渡しカード等を持参し忘れた場合の対応についても、事前にルールを確認しておき、混乱の無いようにすることが望ましい。

※緊急時引き渡しカード例

引渡
待機

緊急時引き渡しカード（例）（小学校）

引渡
カード

(児童名)		(兄弟)					
年 組		年 組					
年 組		年 組					
番号	引き取り者氏名		連絡先（電話、住所）			児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話[- -]				
			携帯[- -]				
			住所[]				
2			電話[- -]				
			携帯[- -]				
			住所[]				
3			電話[- -]				
			携帯[- -]				
			住所[]				

緊急時引き渡しカード（例）（中学校）

(生徒名)		(兄弟)						
年 組		年 組						
年 組		年 組						
番号	引き取り者氏名		連絡先（電話、住所）			生徒との関係	チェック欄	
1	保護者		電話[- -]					
			携帯[- -]					
			住所[]					
2			電話[- -]					
			携帯[- -]					
			住所[]					
3			電話[- -]					
			携帯[- -]					
			住所[]					
部活動			部					

②避難所協力

なおす

ア) 避難所開設協力の基本

災害直後
復旧対応

【基本事項】

a) 設営主体

- ・ 避難所運営は、基本的に苫小牧市役所防災担当(危機管理室)が責任を有します。
- ・ 災害の程度により、市役所担当者が到着して避難所を開設するまでに一定の時間等を要する場合や、災害状況によっては市役所担当者が直ちに配備されず、学校職員が協力して開設の中心的な役割を担う場合も想定されます。
- ・ 学校職員の災害時における第一義的な役割は、児童生徒の安全確保・安否確認・教育活動の早期正常化です。そのため、上記のような状況になった場合にも、行政・地域住民と役割分担について事前に確認をすることが重要です。町内会等の地域住民等が主体となって避難所を開設・運営できる体制づくりについて、事前に危機管理室等と連携をとりながら進める必要があります。

避難所
協力

避難所
基本事項

b) 学校職員の服務

- ・ 避難所となっている学校の職員が、災害時に避難者の救護業務や避難所運営の協力業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っているものとして、服務上の職務として取り扱い、当該職務に係る補償や賠償については、公務災害補償や国家賠償等の対象となると考えられます。また、当該業務等において正規の勤務時間を超えて勤務させる場合においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）」における「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合やその他やむを得ない場合に必要な業務」に該当します。
- ・ 状況に応じて、やむを得ず夜間に交代制で泊まり込む場合や休日対応をする場合は、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮します。（参考：平成 29 年 1 月 20 日 28 文科初第 1353 号通知）
- ・ 公務補、事務補等の市職員についても、上記と同様の勤務対応を命ずることができます。これらの職員は市職員ではありますが、原則として本マニュアルに沿った対応により、避難所運営の協力を当たります。（市の配備基準ではなく、本マニュアルの配備基準に沿った対応となります）

c) 学校職員の配備

- ・ 災害ごとの参集基準により参集します。その際には、参集基準に明記してある安全配慮事項を優先し、二次災害に巻き込まれないことが重要です。
- ・ 状況により、24 時間体制での勤務が必要になることも想定されますが、そうした際には、管理職のみならず職員を交代で配置するなど、過度な負担とならない体制とします。学校職員の配置の必要性については、当該学校を担当している市職員との打合せにより判断してください。

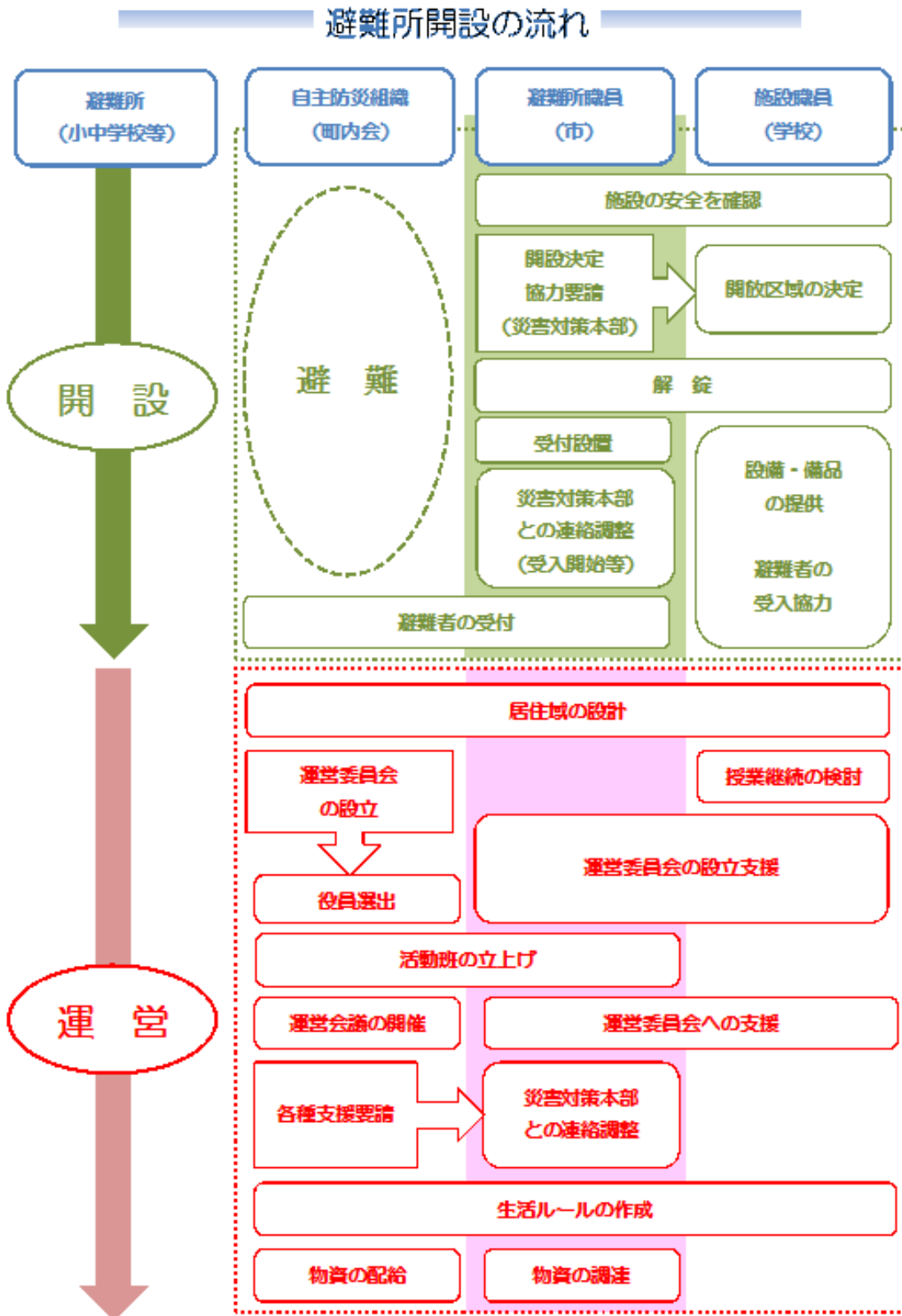
なおす

災害直後
復旧対応

避難所
協力

避難所
開設流れ

イ) 避難所開設の流れ



(平成 30 年 7 月発行 苫小牧市災害対応マニュアル P24 より引用)

ウ) 学校職員の協力体制の整備

【基本事項】

- ・避難所運営への協力については、苫小牧市職員災害対応マニュアルに沿った対応が必要となりますので、巻末の資料等についても学校職員へ周知を図っておくことが重要です。
- ・協力体制における基本として、児童生徒の安全確保と早期の学校再開に混乱が生じないよう、避難所区分や動線の分離などについて、早期に市の担当者と打ち合わせます。

【協力体制例(地震)】

	災害状況等	避難所としての機能	学校の協力内容例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 継続する余震	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">地震発生</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検（避難所として活用できるかの判断・連絡） ・避難所開放区域の協議・明示 ・駐車場の誘導 ・非常用物資搬出 ・学校備品の貸し出し準備
生命確保期	(数分後～) 消防等の救助開始	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">避難所の開設</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成 ・情報収集、関係機関連絡 ・衛生環境整備 ・備蓄品等の仕分け ・水等の確保
生活確保期	(数日後～) 安全点検（被災家屋・道路等）	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等の置き場確保 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 ・避難解放区の見直し
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居・移動 避難所閉鎖	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の解消</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校機能再開に向けた避難所解放区域の見直し ・環境整備（現状復帰に向けた確認）
		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">日常生活の回復</div>	

- ・避難所としての解放区域について、適宜見直しを図ることが重要です。重大被災時には体育館以外の開放もあり得ますが、学校再開に支障のないような動線の確保を随時見直すことが重要です。
- ・ペットについては同行避難が前提であるが、学校再開時の児童生徒のアレルギー対応のため、ケージ等で屋外での管理を基本としつつ対応可能な教室等がある場合は協議する。

なおす

（2）心のケア

心の
ケア

体制
づくり

①体制づくり

【基本事項】

- ・災害等において「家や家族・友人等を失う」「事故を目撃した」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、児童生徒にストレス症状（不安、不眠など）が現れることが多く見られます。そうしたストレス症状は、多くの児童生徒に見られますが、時間が経過しても薄らぐことなく、場合によっては生活に支障をきたすケースも見られ、その後の成長にも影響を及ぼすことがあります。
- ・災害時によらず、日常的に児童生徒の観察を丁寧に行うことは大切ですが、災害後は特に情報の共有を図るなどして、ストレス症状等を早期発見し、適切な支援を行うことが必要です。

【教職員の役割】

- ・災害によるストレス症状があっても、対応は基本的に平常時と同じです。
- ・日常的に健康観察を丁寧に行い、児童生徒の異変等に早期に気が付くことが大切です。
- ・判断のポイントとしては、「早急な対応が必要なのか」「家庭との連携だけで対応できるのか」「カウンセリングや医療の活用が必要なのか」といった視点により、観察で気が付いたことを基にして組織的に方向性を決定する必要があります。
- ・心のケアは、学級担任による気付きがもとになりますが、学年教員、養護教諭、管理職が報告・連絡を丁寧に行い、必要に応じて関係機関連携が迅速に進められるよう、体制づくりを進めておく必要があります。

【心のケアに関する関係機関】

機 関 名	連 携 内 容	電 話 番 号
指導室	SSW（室内 SC を含む）の活用、その他機関連携のコーディネート	0144-32-6744
教職員係	道 SC 派遣、災害時 SC 等調整	0144-32-6743
子ども支援課	家庭での子育て支援	0144-32-6369
その他、関係機関 ・ 医療機関（小児精神科等）、・ 児童相談所		

②組織的な対応と分担



なおす
災害直後復旧対応
組織分担

(「学校防災マニュアル作成の手引き」(文部科学省) より引用)

なおす

心の
ケア

観察
ポイント

③観察のポイント

- ・ストレス症状を早期発見するためには、その症状の特徴を踏まえたうえで、健康観察を定期的に行う必要があります。
- ・心の症状のみならず、身体症状についても観察することが必要です。
- ・災害以前からの症状が悪化する場合や、障害等を背景として不適応な状態に陥ることもあることから、現状のみならずこれまでの資料と照らして、総合的に児童生徒の症状を判断することも必要です。

【観察のポイント】（チェック表としても活用）

子どもに現れやすいストレス症状の観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<input type="checkbox"/> 食欲の異常（拒食・過食）はないか <input type="checkbox"/> 睡眠はとれているか <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐が続いていないか <input type="checkbox"/> 頭痛が持続していないか <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えていないか <input type="checkbox"/> 体がだるくないか	<input type="checkbox"/> 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか <input type="checkbox"/> イライラ、ビクビクしていないか <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか <input type="checkbox"/> 元気がなく、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりはないか <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか

【PTSD 症状の観察のポイント】

急性ストレス障害 ASD と外傷後ストレス障害 PTSD の健康観察ポイント	
持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる
体験から連想させるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ぼーっとするなど） <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる
感情や緊張が高まる覚醒亢進症状	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く

※ここに示してあるのは、気付きのための観察のポイントであり、決してこのチェックをもって診断的な対応をとることなく、まずは関係機関連携や校内支援の充実を進めることが重要です。

苫小牧市
学校防災マニュアル
令和元年 12 月 20 日作成
令和 2 年 9 月 25 日一部改訂
令和 5 年 9 月 22 日一部改訂

苫小牧市教育委員会